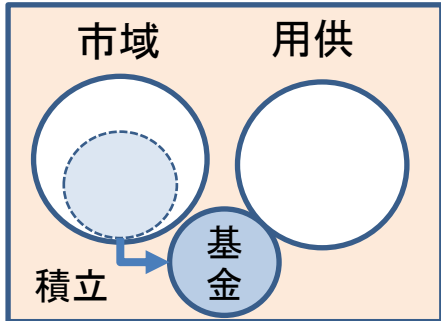
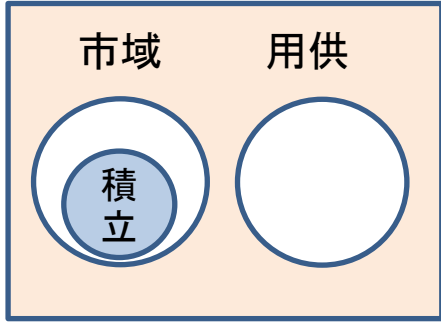


統合メリットの共有手法について(案)

共有手法	検証内容	共有額
①積立金	①積立金は市域会計へ ②基金は市域会計・用水供給会計とは別の基金へ広域化用などとして積み立て、市町村が広域化事業を実施する際や企業団へ統合する際などの投資資金として使用する方法。	(※) 全額 ・折半 ・按分
②基金	<p>〔 用途を明確にすることで、広域化促進や市町村水道事業の統合促進を図ることができる。 〕</p> <p>【効果】用供料金の値下げに直結しないが、広域化促進等による市町村水道事業の運営基盤強化につながる。</p> <p>【課題】詳細な制度設計が必要。</p>	



※全体調整会議(2月6日)の意見は、共有額は「全額」。

【(補足)今後の検討事項】

- ・各年の利益の状況に応じて支払うこととする等、支払う期間と額。
- ・シミュレーションに見込んでいなかった事態が発生した場合(災害・想定以上の大幅な水需要の落込みなど)の対応等